

作成例

様式第5号（第6条関係）

申請する日

定款変更認証申請書

〇年〇月〇日

兵庫県知事 様

申請者 主たる事務所の所在地

兵庫県△〇市〇△町〇丁目〇番〇号

名称及び代表者の氏名

特定非営利活動法人△〇川流域保全グループ

理事長 〇 〇 太 郎

電 話 (□□□) 〇×△-〇〇〇〇

電子メール 〇〇〇@××××.△△

定款のとおりに記載しましょう。

特定非営利活動促進法第25条第4項の規定により、次のとおり定款の変更の認証を申請します。

	変 更 前	変 更 後
変更の内容	第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。 (1) △〇川流域にまつわる民話・文化を継承する事業 (2) △〇川保全のための清掃ボランティア事業 (3) 水辺の生き物とのふれあい体験事業	第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。 (1) △〇川流域にまつわる民話・文化を継承する事業 (2) △〇川保全のための清掃ボランティア事業 (3) 水辺の生き物とのふれあい体験事業 (4) △〇川の水質調査分析事業
変更の理由	△〇川の水質の悪化が著しく、地域団体や地元自治体からも水質の調査を求められることが多くなり、専門家を交えての調査を新たに〇年〇月〇日より開始することとなったため、事業の追加を申請します。	

特に書き方に決まりはありません。変更理由をわかりやすく簡潔に書きましょう。

注意事項

※変更を議決した総会議事録のコピーを忘れず添付しましょう。

※添付された変更後の定款が総会で議決した変更箇所以外も変更している場合が見受けられます。注意しましょう。

※変更内容を記載した変更前・変更後の新旧対応部分は、元定款の文言と一致しているか確認しましょう。

注1 「変更の内容」の欄は、変更しようとする定款の条文等について、変更後と現行の記載の違いを明らかにした新旧条文等の対照表の形式で記載してください。変更しようとする時期を定めている場合には、その旨も記載してください。

なお、書ききれない場合は、別紙としてください。

2 特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第25条第4項の当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本、変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書（当該定款の変更が法第11条第1項第3号又は第11号に掲げる事項に係る変更を含むものであるときに限る。以下「事業計画書等」という。）を添付してください。

なお、変更後の定款及び事業計画書等は、その副本1通も併せて添付してください。

- 3 所轄庁の変更を伴う定款の変更の場合には、2の添付書類のほか次の書類を添付してください。
なお、(1)の役員名簿は、その副本1通も併せて添付してください。

(1) 法第10条第1項第2号イの役員名簿

(2) 法第10条第1項第4号の法第2条第2項第2号及び法第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面

(3) 直近の法第28条第1項に規定する事業報告書等（設立後当該書類が作成されるまでの間は法第10条第1項第7号の事業計画書、同項第8号の活動予算書及び法第14条の財産目録、合併後当該書類が作成されるまでの間は法第34条第5項において準用する法第10条第1項第7号の事業計画書、法第34条第5項において準用する法第10条第1項第8号の活動予算書及び法第35条第1項の財産目録）

- 4 法第52条第3項（法第62条において準用する場合を含む。）の規定により、認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人が所轄庁の変更を伴う定款の変更の認証の申請をする場合には、2及び3に掲げる書類のほか、次の書類を添付してください。

(1) 法第44条第2項第1号に規定する寄附者名簿の写し（特例認定特定非営利活動法人が申請する場合を除く。）、同項第2号に規定する認定又は特例認定の基準に適合する旨を説明する書類及び法第47条の欠格事由のいずれにも該当しない旨を説明する書類の写し並びに同項第3号に規定する寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類の写し

(2) 法第49条第1項（法第62条において準用する場合を含む。）の認定又は特例認定の通知書の写し

(3) 所轄庁に提出した直近の法第54条第2項第2号から第4号までに規定する次の書類の写し

ア 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程

イ 前事業年度の次に掲げる事項を記載した書類

(ア) 収益の源泉別の明細、借入金等の明細その他の資金に関する事項

(イ) 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項

(ウ) 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項

a 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引

b 役員等との取引

(エ) 寄附者（当該認定特定非営利活動法人等の役員、役員の配偶者若しくは3親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該認定特定非営利活動法人等に対する寄附金の額の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日

(オ) 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項

(カ) 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日

(キ) 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日

ウ 法第45条第1項第3号（ロに係る部分を除く。）、第4号イ及びロ、第5号並びに第7号に掲げる基準に適合している旨並びに法第47条の欠格事由のいずれにも該当しない旨を説明する書類

(4) 所轄庁に提出した直近の法第54条第3項に規定する助成金の支給の実績を記載した書類の写し